（略）	（略）	（略）
第八十四条第一項各号列記以外の部分	事業主（受託保証型確定給付企業年金を実施する事業主を除く。以下この項において同じ。）及び基金	連合会
（略）	（略）	（略）
第八十四条第一項第二号	当該事業主及び基金	連合会
第八十四条第三項	事業主等は、当該確定給付企業年金の	連合会は、
	第六十五条第一項及び第二項又は	第九十一条の二十四において準用する
（略）	（略）	（略）

附　則

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

（略）	（略）	（略）
第八十四条第一項各号列記以外の部分	事業主等	連合会
（略）	（略）	（略）
第八十四条第一項第二号	当該事業主等	連合会
第八十四条第二項	事業主等は、当該確定給付企業年金の	連合会は、
	第六十五条第一項及び第二項又は	第九十一条の二十四において準用する
（略）	（略）	（略）